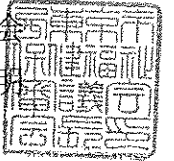


27 西審保福第 11 号
平成 28 年 1 月 21 日

西東京市長 丸山 浩一 殿

西東京市保健福祉審議会
会長 須加 美明



難病者福祉手当のあり方について (答申)

平成 27 年 10 月 15 日付 27 西健障第 1286 号による諮問について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

難病者福祉手当のあり方について

2 答申事項

難病者福祉手当は、受給対象者の範囲に一定の制限を設けることにより、制度を存続させることが適当である。

3 付帯意見

- (1) 受給対象者の範囲については、他の給付および手当との整合も踏まえ、適切に対応すること。なお、制度を存続させることを優先しつつ、医療費助成制度改正等を勘案し、支援を必要とする者への配慮を検討されたい。
- (2) 制度見直しにあたり、丁寧な周知を行うとともに、激変緩和のための経過措置を行うこと。
- (3) 在宅での日常生活に支障をきたす難病患者が、より充実した生活を送るため、障害者総合支援法による福祉サービスが行き届くよう、相談体制、就労支援体制の充実に努めること。

(参考) 答申の理由

難病者福祉手当は、難病患者が利用できるサービスが、国の研究事業としての医療費公費負担制度以外に無い状況から、難病患者の福祉の充実を図ることを目的として、合併前の両市それぞれで、市独自制度として開始され、西東京市においても継続して実施しているものである。

難病者福祉手当支給実績が、年々増加している中、難病新法の施行による医療費助成対象範囲の拡大により、手当受給対象者の増加が見込まれ、市独自財源で実施している現行制度は、厳しい財政状況のおり、制度継続が困難になることも予測される。

しかしながら、難病とは、治癒することが困難であることから、生涯、継続した治療が必要であり、制度としての難病者福祉手当は、存続させるべきと考える。

西東京市では、難病者福祉手当支給に当たり、所得制限、他手当との併給制限や年齢制限などの規定を設けていないが、近隣他市の大半では、手当支給について、受給資格の制限などを設けている。

難病を患っていることによる経済的負担について、所得の多寡を考慮した時、難病者福祉手当の一律支給や、障害者福祉施策における他手当との併給が適当な支援であるか、また、障害者福祉施策における他手当において、在宅療養の支援を目的としているところ、施設入所者に対する手当支給の妥当性について、検討すべきである。

一方で、難病患者を生涯にわたって支援していくという側面から、現時点では、年齢による支給制限は行わないことが適切と考える。

障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病者も含まれ、障害福祉サービスの利用、日常生活用具給付などを利用できるようになった。

難病者は、疾患の種類や病状によって、必要とする行政の施策は様々であり、個々の事情に応じた福祉サービスや就労支援が行き届くよう、相談支援体制等の充実に努める必要がある。

難病者福祉手当について、一定の見直しを行なう一方で、保健福祉サービスの充実や、日常生活の質の向上に結びつく施策を推進していくことを求めるものである。